

府労委「P」報告集会 アピール

8月7日、大阪府労働委員会はJR東海労本部、JR東海労新幹線関西地本、JR東海労大阪仕業検査車両所分会が、会社による組合掲示物の撤去、掲示物の撤去に関する団体交渉の拒否などについて不当労働行為であるとして救済申し立てを行っていた平成24年（不）第39号事件について命令を交付した。

この事件は、通称府労委「P」といい①会社がJR東海労新幹線関西地本内の分会組合掲示板に掲出中の6点の掲示物を延べ9回にわたり「協約に違反する」として一方的に撤去したこと。②組合掲示物の撤去に関する苦情申告について苦情処理会議を開催しなかったこと。③組合掲示物の撤去に関する団体交渉を拒否したこと。④命令交付日から7日以内に謝罪文の掲示、手交及び社内誌への掲載の4点について平成24年6月12日に救済申し立てを行ったものである。

命令の主文1は、「被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない」とあり、「当社が、貴組合が平成24年2月17日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。」という謝罪文を手交する命令である。

柘植社長は、速やかに命令を履行せよ。

しかし主文の2は、「申立人らのその他の申立てをいずれも棄却する」というものであり、苦情処理会議で明らかになったボーナスカット事由を記載した組合掲示物を「協約違反」という撤去通告だけで一方的に撤去したことなど、その他の申立ては不当労働行為として認定されなかった。

会社は組合掲示物等でボーナスカット事由が広く伝播されることを忌み嫌い、基本協約を勝手解釈し不当労働行為を正当化しようと企てたのだ。まさに労働組合の団結権を侵害する行為であるとともに、労働組合活動への支配介入であり、不当労働行為であることはいうまでもない。

私たちは、今後も不当な組合掲示物の撤去行為など組合活動への介入を許さず中央労働委員会への再審査申し立てを含めて本部・地本・分会が一丸となった闘いを更に展開していく。

2014年8月18日

J R 東海労働組合

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部

J R 東海労働組合大阪仕業検査車両所分会